

パブリック・コメント手続（意見募集）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の改正について

意見募集期間

令和6年（2024年）

4月11日（木）～5月1日（水）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話 046-822-8061（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」については、省令で示す国基準に基づいて定め、平成27年4月1日に施行しました。令和2年4月1日に基準の一部を改正する省令の施行により、国基準で定める事項全てが参酌すべき基準（参酌すべき基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる）となりました。

本市は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、資格取得研修の開催の予定が立っていない令和2年6月4日に、放課後児童支援員の研修終了予定者を令和3年3月31日まで放課後児童支援員と同等に扱う経過措置の規定を含む改正を行いました。令和3年4月1日からは、研修終了予定者は放課後児童支援員とは認めていません。

今般、放課後児童支援員不足による放課後児童クラブの閉所を未然に防止し、放課後児童クラブの安定的な運営と利用する児童が継続してクラブを利用できる環境の確保を目的に、放課後児童支援員の資格要件に研修終了予定者を含める条例の改正を改めて行うことを予定しています。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

【目次】

- ◆ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 2
- ◆ 意見の提出方法 4

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 意見募集の趣旨

現在、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」及び本市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」といいます。）においては、放課後児童支援員について「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」と規定しています。

一方で、国は「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和 5 年 4 月 12 日子ども家庭庁成育局長通知）」において、放課後児童支援員の要件について「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから 2 年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。」と明記しています。（なお、この条件を適用するためには条例で規定することが必要です。）

放課後児童支援員の確保は全国的に課題となっていますが、本市においても、民設民営クラブから放課後児童支援員の急遽の退職や病気などにより人員が不足した場合に、研修を修了した放課後児童支援員の確保が難しく開所や運営が厳しくなるとの相談が出てきており、今後、職員の確保が原因で廃止するクラブが出てくる恐れが生じています。

上記のことから、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、利用する児童が継続して放課後児童クラブを利用できる環境の確保を目的に、条例の一部改正を検討しているため、本条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続を実施します。

3 条例の一部改正案の概要

放課後児童支援員の要件に、研修修了予定者も加えることとします。

これにより、放課後児童クラブの開所要件となる人員が、放課後児童支援員が不足することを理由に開所できないという事態を未然に防止することが期待できます。

一方で、本来は資格取得に研修の受講が必要であるにも関わらず、所定の研修を修了していない状況で放課後児童支援員として業務に従事することになるため、事前に研修計画を定めること及び 2 年以内に研修を修了することなどの条件を付します。

4 施行日

令和6年7月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年(2024年)4月11日(木)から5月1日(水)まで

2 あて先 民生局福祉子ども部子育て支援課放課後児童対策係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・民生局福祉子ども部子育て支援課(横須賀市役所はぐくみかん5階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉子ども部子育て支援課

(3) ファクシミリ

046-827-0652

(4) 電子メール

as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。